

4 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

- (1) 大学入学共通テスト出願後の不慮の事故等（交通事故，負傷，発病，症状の悪化等）のために受験上の配慮を希望する者には，申請に基づき大学入試センターで審査の上，「受験上の配慮案内」に準じた受験上の配慮事項を決定します。
- (2) この申請は，申請する理由が出願後に発生した場合に限り行うことができるものです。出願時までに申請すべき内容であった場合には対象となりません。
- (3) 「出願後の不慮の事故等による受験上の配慮」は，受験票に表示された試験場で実施するため，試験直前の申請や試験場の設備等の状況により，申請内容への対応ができないような場合には，希望する配慮が行えないことがあります。出願後の不慮の事故等による受験上の配慮を希望する場合には，申請の準備が出来次第，速やかに申請してください。

【申請期間】

令和8年12月10日(木)～令和9年1月12日(火)17:00

【申請方法等】

「受験上の配慮案内」の「**6** 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮」で確認してください。

「受験上の配慮案内」 掲載ページ

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r9/r9_hairyo.html

